

給付奨学金予約採用候補者の方の入学料納付猶予について

◆ 給付奨学金予約採用候補者の方へ

高校在籍時に日本学生支援機構の給付奨学金の予約採用候補者(予約採用)に決定されている方(区分Ⅰ～Ⅲ、区分Ⅱ～Ⅳ(多子世帯)及び多子世帯)は、入学手続き時の入学料の納入を猶予します。

該当する方には、各入試での合格通知書と併せて書類を同封しますので、入学料の徴収猶予の申請を行ってください。

※該当しない方、または第Ⅳ区分(理工農系) 名寄市立大学では対象外)の方は、入学金を納入後、入学手続きをしてください。

○各支援区分における入学料の取り扱い

支援区分	減免額	入学後の取り扱い
第Ⅰ区分	全額減免	納付不要
第Ⅱ区分	3分の2減免	入学手続き前の納付不要 減免後の納付書を5月以降に順次お送りします。
第Ⅲ区分	3分の1減免	
第Ⅱ区分(多子世帯)	全額減免	納付不要
第Ⅲ区分(多子世帯)		
第Ⅳ区分(多子世帯)		
多子世帯		

※上記の対象者は授業料も減免の対象となりますが、別途申請が必要です。申請の詳細は入学後、4月上旬に送付する授業料の納付書にご案内を同封しますのでご確認ください。

◆ 予約採用できなかった(間に合わなかった)方、誤って納入した方

- ・予約採用ができなかった(間に合わなかった)方は、入学料を一旦納入していただきます。入学後、給付奨学金の決定確定後、減免分を還付いたします。
- ・入学料を誤って納入した方は、順次還付します。

◆ 問い合わせ先

ご不明な点は 名寄市立大学教務課広報入試係 までお問い合わせください。